

平成 31 年 4 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成 31 年 4 月 4 日 (木)
- 2 場 所 市役所南別館 3 階 委員会室
- 3 開始時間 午後 1 時 50 分
- 4 終了時間 午後 4 時 10 分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、岡田教育総務課長、深江学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、園田生涯学習課長、桑畑文化財課長、武田美術館長、山下都城島津邸館長、黒木高城地域振興課長、鵜島教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、佐土教育総務課主査

6 会議録署名委員

濱田委員、岡村委員

7 開会

○教育長

では、ただいまから平成 31 年 4 月定例教育委員会を開催いたします。

本日の委員会の終了時刻は、4 時 30 分を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

本日の会議録の署名委員でございますが、都城市教育委員会会議等に関する規則第 15 条の規定より濱田委員、岡村委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

では、教育長報告をさせていただきます。まず、お手元にお配りしております「教育長出張トーク（仮称）の概要」ですが、そのプリントがありますでしょうか。ありがとうございます。それでは、この出張トークをやってみたいと思っているわけですが、目的は学校と教育委員会の双方の関係構築をもっと深めるということと教育委員会と学校の連携活性化に資する取組ということでございます。では参考以下に書いてあるその図をご覧ください。

この図は、各課の課長に対し、すでにお配りをしているものでございます。「7つの力の総合力で進める教育行政を目指して」ということで考えてみました。中心にあるのが活性化推進の中核といたしまして、やはり、課長を中心とした幹部のリーダーシップ力が欠かせません。それと、市長と教育委員会の連携力といいますか、やはりここの意思疎通を強くしながらやっていかなければならないと思います。そういう中で、「施策の主体的で創造的な推進」をしていきたいと思っております。

先日、これを各課長に渡したときには、やはり改善すべき施策は改善する、もしくは、スクラップすべきはスクラップし、そして新たに構築をしていただきたいというお願いをしているところでございます。そのためには、次の 4 つの力が必要と考えます。上にある「課題を正面から受け止め

た施策形成と施策実行力」、左側にある「施策の改善持続力」、右側には「施策を発展させる力」、毎年同じようなことをやっている施策が数多くあります。そこにメスを入れたいと思っております。また、下の方向には「教育行政推進のあり方を見直す契機となる施策形成・実行力」、これにつきましては、働き方改革なども含まれております。また、その活性化のよりどころとなる情報は、やはり地域（市民）、学校（子ども）、国、県、他の市町村の各種情報の収集把握力が必要であるという話をしました。その手始めとなるのが、この教育長トークでございます。方法は、今まで、1、2学期に主に行っていました、支援訪問 B というのがあります。市の指導主事だけが学校に行って、学校の中の様子を見て、校長先生にフィードバックしていくという内容でございましたけれども、当然ながら半日指導主事が入りますし、学校側も半日とられてしまうということで、夏季休業中にその支援訪問 B の対象の学校に行って、支援訪問 B を廃止する形になっていくと思います。流れですけれども、一コマを90分の想定で出しております。まず校長先生のご挨拶、そして、教育委員会の出席者の紹介をし、学校の取組の発表・報告を20分程度やってもらい、学校の力をアピールしていただきたいと思っております。その後、教育長講話ということで、30分程度時間をもらいまして、そして協議、意見交換、学校からの要望等を吸い上げ、要望につきましては事前に把握させていただきますが、それが25分、最後に私からの謝辞という形で5分です。

次に、講話内容の例でございます。

1番が「コミュニティスクールについて」、次に「小中一貫教育」、この二つがいま都城市の教育施策の2本柱でございます。そして3番目に「学校教職員の働き方改革」、4番目に「学力向上・授業改善」について、そして5番目には「新学習指導要領、それに付随する学習評価」について。6番目には「不登校の方策を考える」、そして「その他学校が自校の課題として聞きたい内容」、これらを事前にオーダーを受けてそれを持っていくような形にしていきたいと思っております。なるべく早い時期から始めたいと思っておりますが、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○赤松委員

はい。

○教育長

赤松委員お願いします。

○赤松委員

大変いい試みだと思いますが、先ほどの教育長のお話の中で、支援訪問 B は廃止して夏季休業期間中にこれを行うとおっしゃいました。これまで支援訪問 B というのは、どのくらいの学校に一年間行っておられたのですか。

○教育長

はい。大体、20校ぐらい、20校強ぐらいのところでございます。ですから、それをそっくり入れ替えると、私が20校まわるというかたちになります。

○赤松委員

そういうかたちになるということですね。夏季休業期間中に20校、教育長や教育委員会学校教育課を中心として指導主事を含めて行かれるということですから、教育長や学校教育課の方が結構

ハードになられるのではないのかと思って数をお聞きしたのです。新しい試みで、授業は授業できちんとやっていただいて、時間が十分ある時に進めるということで、意義のあることではないかと思ってお聞きしました。

○教育長

ありがとうございます。実際には、これは、指導主事にとりましては、半日間ずつで 20 校ですので、大体 20 日間ぐらい振り分けて行っていたわけですが、それが 7 日間で済む。これを実施すれば、大体 20 校ぐらいで日に 3 校か 4 校回るという計算で行きますと、7 日間ぐらいで回れるのではないかと思ひ、指導主事の働き方改革に少し貢献できるかなと思ひますし、また学校の、先生方ご自身の、お一人お一人の考えや意見をなかなか聞く機会がないので、こういう機会にぜひともいろんなご意見をいただければと思ひております。

○赤松委員

もう一ついいですか。

○教育長

はい。

○赤松委員

児童生徒の姿を支援訪問 B で訪問される方々がしっかりご覧になっていらっしゃるわけですね。その部分については、指導主事の目で児童生徒の姿を直接見るということについてはどのようにお考えですか。

○教育長

はい、これも議論をいたしまして、支援訪問 A がしっかり残っておりまして、この支援訪問 A をしっかりと実施することによって、少なくとも 2 年に一遍は必ず子供たちの様子を見られるというような状況になります。そのところでなんとかカバーができないかと思ひているところです。

○赤松委員

わかりました。

○教育長

はい、岡村委員お願いします。

○岡村委員

支援訪問 B では諸帳簿の点検等がございました。例えば、USB についても個人が使うものについては登録するようとかいうようにして名簿を作ったりしておりました。そういう確認等がどこでなされるのかをお伺いしたいと思ひます。

○教育長

はい。この支援訪問 B に代えて出張トークをしている 90 分の間、実際には諸帳簿点検というのは大体 40 分から 50 分でやられたと思ひます。その裏側で、できないかどうかを今模索中でござ

います。それまでに学校側は、諸帳簿担当と点検し終わって当日を迎え、わたくしが話をしている時に、その諸帳簿を点検する指導主事がいるというような形になるかと思います。

○岡村委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

よろしかったでしょうか。ではこういう形で市長にもお話をしながら、進めさせていただきたいと思います。

○教育長

続きまして、「生徒指導の現状について」でございます。これは昨年4月から今年2月までのものをまとめさせていただきました。まず、2月中のことでございますが、非行等問題行動が4件ございました。この4件はいずれも小学校でございまして、火遊び、児童間暴力、窃盗が2件。これは、コンビニに駐輪していた自転車を勝手に乗り回したとかそういうものでございました。いずれも本人もしっかりと反省をし、親御さんとの連絡も取り合っているということでございました。

続きまして、不登校にまいります。4月から2月の分でございます。小学校が52名、そして中学校が151名という結果でございます。うち30日以上欠席をしたものが、小学校が26名、そして中学校が126名でございます。前年度の状況も参考にお出ししました。小学校が26名ということですので、ほぼ倍に膨れ上がってしまったという状況でございます。ただし、30日以上欠席している者が17名と前年度は出てきております。そこは少し差を詰めているわけではございますけれども、やはり、小学校の不登校が増え始めているという状況を示していると思います。中学校は全く同数の151名でございます。うち30日以上欠席だったものが、146名ですから、その部分では中学校は少なくなっているということでございます。小学校の様子から目が離せないというような状況になってまいりました。

続きまして、いじめに関することでございます。これも4月から2月までの、統計でございますけれども、解消率のところをご覧ください。小学校が98.5%、中学校がかなり落ちて、80.3%という形になりました。しかしながら、やはり本当に解決されているかどうかの確認をしてくださというようお願いをしたところ、中学校はそれを再度確認し、数字的には少なくなりました。前回お出した時は90%であったと思っております。このような状況でございます。継続して指導それから見守りをしていきたいと思っております。

交通事故につきましては、2月中の出来事でございます。小学校が2件でございました。いずれも…失礼しました。これはミスプリントでございます。中学校が2件でございます。すみません。小学校は0件です。逆になっています。中学校におきまして、駐車場から出てきた車との自転車による接触でございます。けがは大したことはないのですけれども、そのような報告がなされております。2件とも自転車でございます。

つづきまして、不審者声掛け事案でございまして小学校3件、中学校3件でございます。実害があったものにつきましては、腕をつかまれるという実害があったものが、1件ございます。ほかにつきましては、実害はございませんでした。

続きまして、2月中で児童虐待が疑われる事案に対する緊急点検が行われました。前回の委員会でお話をさせて頂いた分でございます。これが2月15日に緊急点検がなされ、結果がわかりましたので、お知らせをいたします。点検結果というところでございますけれども、2月1日から14

日の間に一度も登校していない児童生徒の人数でございますけれども、小学校が8名、中学校が63名おりました。その一度も登校していない児童生徒のうち、教職員やSSW等による面会ができなかった児童生徒数は、小学校6名、中学校26名でございます。そして、今後の事後の対応でございますけれども、3月12日に学校教育課から各学校に行き、対応の状況や困りごとを聞き取ってまいりました。そのうえで、本点検の意義について説明し、改めて面会の場、安否確認の場を持つよう、対応を依頼したところです。その後3月26日現在で面会できていない生徒中学校7名については、教育委員会からこども課へ通知いたしました。こども課は、当該中学校からの状況を聞き取り、一軒ずつ家庭訪問を行っているところでございます。4月2日現在で、面会出来ていない生徒は中学校の6名ということで、こども課も一生懸命頑張っているわけですが、訪問したら追い払われたりとか、非常に高圧的な態度に出られた保護者もいたみたいですので、引き続き家庭訪問の方をやっていただいているところでございます。

それから、裏面になりますが、修了式の欠席状況でございます。平成30年度の修了式では、欠席等の理由別数というのがございますけれども、不登校欠と学校が判断したものが、小学校5名中学校が47名おりました。合計52名でございます。29年度、前年度の修了式の状況でその不登校欠となっていたところが、小学校3名中学校41名44名。先ほどの不登校の傾向と全く同じというところでございました。つまりは、小学校が3名という形ではございますけれども、増えているということですね。ですから、やはりこれから先、この不登校対策というのは欠かせないものになってくるのではないかなと思います。以上で、生徒指導の現状の説明を終わりますが、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○赤松委員

はい

○教育長

はい、赤松委員お願いします。

○赤松委員

先ほど教育長がご説明いただいた6番目の中学校の最後に出てくる6名、こういった子どもへの対応についてはこども課や学校で、いつ、どういう対応をして、その結果どうであったという記録は残してあるのでしょうか。

○教育長

はい、このことは、こども課と連携をしながらやっているところでございますが、まずこども課が作成していただけたということになっております。これまでの経緯につきましては、学校教育課の方が記録を残しております。一人一人名前をつけましてですね、ただ簡単に会えたところはよかったですけれども、なかなか会えない状況が続いています。

○赤松委員

はい。なかなかお会いできないご家庭に対して行政がどのように手立てをどういう形でうって、それに対して保護者の対応がどうだったとか、そういうことについて記録をきちっと残しておくことが、わたくし共が仕事をしていく上で、行政の職員そのものの対応あるいは教育委員会の対応として必要であると思っています。求められれば公にできるようなそういうものとして残していった

方がよいと思うので、そのあたり、何か事が起こってしまってから、記録が何もないとかそういうことの無いように、ご配慮いただけたらと思いました。

○教育長

ご提案ありがとうございます。ぜひともそのような形でそこに注視しながらやってまいりたいと思います。他にはございませんか。

○岡村委員

はい、あります。

○教育長

はい、岡村委員お願いします。

○岡村委員

2点お願いします。先ほど赤松委員が言われました、中学校6名ということで、一切部屋から出てこられない、病的な対人恐怖を抱えている子どもに対して無理して会うことが、その子の精神状態の安定を不安定なものにするというのもあると思います。親も病院に連れて行こうにも、病院につれていける状態ではない、そういう家庭について一概にまとめて点検が入っているから、会わせてくださいというようなアプローチの仕方っていうのは難しいのかなと思っていますので、やっぱり長い期間かけながらも見守っていくのが大切なのかなと思ったところです。

もう一点は、修了式の出席状況というのをまとめていただいておりますが、卒業式…3年生の不登校の子どもたちの卒業式の参加状況、卒業式当日式には出られないけれども、また校長先生方のご配慮で午後からしたとか、あるいは別途家庭まで行って渡したとか、そういうこともあるのではないかなと思いますので、またそこも分かれば有難いなと思っておりますけれども3年生が無事卒業して、次の進路に向かえることならばいいなと思ったところです。よろしく願いいたします。

○教育長

はい、ありがとうございます。1点目の6名の家庭のことにつきましては、やはり信頼関係を元にした形ではないと、たった一回会えただけで、また、会えなくなる可能性が高くなりますので、そういうところも、こども課と共にやっていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

それから卒業式につきましては、まさしくそのとおりでございます。卒業式に出てこられなかった子はやはりおりました。そういう中で、不登校で出てこられなかった子の中でも、出てきて卒業式で証書を受け取った子どももいらっしゃいます。もちろん、どういうルートでいけばいいのかさっぱり分からないので、みんなで教えていたそうです。ですので、委員の言われるように卒業式の時の様子そして、きちんと卒業証書をもらえたのかどうかあたりも含めてまたお知らせしたいと思います。ありがとうございます。

○岡元委員

ありがとうございます。

○教育長

中原委員お願いします。

○中原委員

6 その他のことですが、ちょっと勘違いしやすいのですが児童虐待が疑われる事案の点検でしたよね。ここだと今の話の具合から行きますと、ちょっと不登校傾向の子と、とまた児童虐待の件をまたちょっと別個に考えないといけないかなと思っております。資料で拝見したことあるのですが、歯科検診ですね、歯医者さんが見ると、虐待を受けているか受けていないのかっていうのはわかると、ほぼ 100%といていたので、何かそういうのが、あるのかなと。ちょっと見えづらい虐待の場合、発見しづらい部分があるのでこうした児童虐待が疑われる事案に関しての緊急点検を遂行する際にぜひその辺をご一考いただいて歯科医師の方と連絡を取りあう情報、個人情報になるかもしれないんですけども、一つの方法かなと思います。

○教育長

ありがとうございます。大変いいアイデアをいただきました。歯科検診は毎年必ず行いますので、その不登校生が出てくるかどうかは又、別ですけども、その虐待を受けているかどうかについてはかなりいい指針になると思いますので、歯科医師会の会長である永井先生とも話をしながらやって行きたいと思っております。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

次に、今年度の校長会、教育事務所の体制についてご説明いたします。

今年度の中学校の校長会会長は、小松原中の鹿島先生に、そして、小学校の会長は、南小の曾原先生でございます。よろしくお願ひします。

続きまして、南部教育事務所の異動でございます。島寄所長が代わられました。総務課の課長も代わりまして、田中礼子課長になっております。教育推進課長はそのままでございます。あと、関係がありますところが、北諸県でございます。副主幹が、山内元白雲中学校教頭先生がここに入りました。それから、指導主事では加治屋指導主事、西川指導主事、それから日置指導主事、副主幹だけ代わったというようなことで支援訪問 A ではこの方々と一緒に学校を回られることが多いかなと思っておりますが、その他にも手伝いとして、家庭地域から鮫島副主幹とか、兒玉社会教育副主事、水田指導主事、今回お見えになった先生です。それから水田先生は、今年指導主事になられた先生でございます。特徴的なのが、西諸県の指導主事を一人抜いてマネジメントのところに配置換えをしております。マネジメントの方が今まで一人だったのですね。人事を行う方ですね。人事の下準備をされる方ですけどもそこに平田主査が指導主事だったと思っておりますけれども、平田主査が入るといふ形になりまして、平田先生は教職員課付ですね。という形になりました。派遣職員でございますが、都城市がさきほど対面式で紹介がありましたとおりでございます。北村指導主事は北部子どもセンターからまいりました。それから、桑田指導主事は串間市の学校から今度指導主事になられたというかたちでございます。三股は変わりません。小林もこのような形、えびの市が変わりました。長友、川越先生も入りました。高原町は変わっていません。このような形で、南部教育事務所も動きましたので、ご承知ください。

わたくしの報告は、以上でございます。

では議事にはいりたいと思っておりますが、準備はできてますでしょうか。

10 議事

【報告第 20 号・第 21 号・第 23 号・第 24 号】

○教育長

それでは議事に入ります。

本日は 27 件、議案が 1 件という大変多くございますので、よろしくお願ひします。

まず報告第 20 号、21 号、23 号、24 号を高城地域振興課長から説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

●高城地域振興課長

はい、高城地域振興課の黒木でございます。報告第 20 号「臨時代理した事務の報告及び承認について」ご説明を申し上げます。

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第 3 条の規定に基づき別紙にありますとおり臨時代理しましたので、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。臨時代理書をご覧ください。市内には高城地区のみに公立幼稚園が 3 園ございます。5 歳児を対象とした教育を行っております。高城幼稚園は小学校と同敷地内に、石山幼稚園、有水幼稚園は併設されており校長が園長を教頭が副園長を兼ねるものでございます。次に、報告第 21 号「新天皇の即位に伴う連休中の公立幼稚園の対応について」ご説明申し上げます。資料にもございますが、参議院内閣委員会付帯決議の趣旨をふまえ、内閣府および厚生労働省から、新天皇の即位に伴う連休においては、通常の休日等よりも多くの一時的な保育ニーズが生じる可能性があることから、地域の実情に応じて必要な保育ニーズを充足できる対応を図るように通知がございました。そのため、当市の公立幼稚園においても、都城市立幼稚園管理規則第 8 条の定めにより休日ですけれども、通常であれば、改元している 4 月 30 日から 5 月 2 日の間に幼稚園での預かり保育を実施するものでございます。実施場所は、高城幼稚園、対象児は公立幼稚園在園児でございます。料金は、都城市立幼稚園条例第 7 条により 1 日 200 円です。年度末に保護者 52 世帯を対象にアンケートを取ったところ 38 件の回答があり希望者は 4 件、わからないが 6 件でした。一人でも利用者がいれば開園しますので開園いたしますけれども、就労証明書等の書類が必要となります。

次に報告第 23 号「都城市高城郷土資料館企画展お城で鯉のぼりの開催要項の制定について」ご説明を申し上げます。男の子の健やかな成長を祈願する端午の節句にちなみ、各家庭で保管されている鯉のぼりや五月人形を募集展示するとともに近隣の幼稚園、保育所等に作品を募集することにより郷土資料館の PR および利用促進を図ることを目的として実施するものです。展示期間は平成 31 年 4 月 27 日から 5 月 12 日まで出品にかかる費用は無料ですが、展示物の観覧には別途入館料が必要でございます。

次に報告第 24 号「都城市高城郷土資料館イベントお城で端午の開催要項の制定について」ご説明を申し上げます。北郷忠資公にまつわる鎧甲の試着を通して北郷忠資公の業績や理解を深めるとともに、郷土資料館の PR および利用促進を図ることを目的として実施するものです。日程は平成 31 年 5 月 4 日・5 日の 2 日間です。鎧甲着付け体験は事前申込とします。場所は郷土資料館 1 階フロアです。2 階企画展示室では 3 月に実施し、好評だった月山日和城クイズ迷路を実施いたします。段ボールの迷路を巡りクイズに答えながらゴールを目指すものでございます。どちらも時間は 10 時～16 時まで、12 時～13 時は昼休憩となります。対象者は小学生以下です。イベント参加にかかる費用は無料ですが、入館料は必要です。

以上で報告第 20 号、21 号、23 号、24 号についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長

ありがとうございます。それでは、この報告につきまして、ご質問等ありましたら、どうかよ

ろしくお願いいたします。

はい、濱田委員お願いいたします。

○濱田委員

はい。ご説明ありがとうございました。報告第 23 号のお城の鯉のぼりですが、五月人形などを一般の市民から集めるということですが、そのまま預けっぱなしになる。

●高城地域振興課長

お返します。展示が終了しましたら、お返します。

○濱田委員

そうですか。鯉のぼりは違うのですね。

●高城地域振興課長

鯉のぼりはですね、そのままです。申し訳ございません。

○濱田委員

はい。本来、五月人形は家庭で飾っているものですが、子どもが成人になってしまうともう、あまり飾らない、ひな人形もそうですけれど、そういうものをここに展示しましょうということが趣旨なのでしょうか。

●高城地域振興課長

できれば約 50 年前の人形等を想定しています。

○濱田委員

50 年前。相当古い。

●高城地域振興課長

今 3 つぐらい集まっています。

○濱田委員

古い方がいいということなのですね。

●高城地域振興課長

はい、そうです。

○濱田委員

家の中に置いていても、古いものをあまり飾る機会がないからこの際寄付しますとか、預けますということは受け入れられるのでしょうか。

●高城地域振興課長

こちらの方で保管場所もございますので、考えたいと思います。

○濱田委員

古いものがいいということですね。
分かりました。ありがとうございます。

○教育長

ありがとうございました。
他にはございませんでしょうか。
どうぞ中原委員お願いします。

○中原委員

報告第 20 号臨時代理書の任命期間は、32 年は平成ではないので令和で表記をお願いします。

●高城地域振興課長

はい、わかりました。

●事務局

すいません、よろしいですか。新元号の施行につきましては 5 月 1 日からですので、まだ今日の時点では平成しか使えませんので。議案上は平成で表記いたします。

○赤松委員

ちょっといいですか。

○教育長

はい、どうぞ。

○赤松委員

平成 32 年というのはあり得ない年号だって分かっているのにこういう書き方でよろしいのですか。

●事務局

はい、よろしいでしょうか。

○教育長

はい、どうぞ。

●事務局

元号法の改正が 4 月 1 日に公布されましたけれども、施行は 5 月 1 日からとなっています。従いまして、この 4 月時点の元号については、まだ平成で表記しなければなりません。新元号を使えるのは 5 月 1 日以降ということになります。

○赤松委員

わかりました。

○教育長

では報告をお願いします。

はい、岡村委員。

○岡村委員

すいません。報告第 21 号の公立幼稚園の対応ということで、ほんとにありがたいと思うのですが、高城幼稚園だけになるのですか。

●高城地域振興課長

はい、限られた職員でしますので、高城幼稚園に有水とか石山幼稚園の子どもも来て頂くという 1カ所ですということ。1カ所に集めてするということ。

○岡村委員

アンケートは、有水幼稚園や石山幼稚園の全家庭に配られたのですね。

●高城地域振興課長

はい。そうです。

○岡村委員

その中で希望者が 4 件なのですね。わかりました。

ありがとうございます。

○教育長

ありがとうございます。

他にはございませんでしょうか。

よろしかったでしょうか。

では、ただいまの報告第 20 号、第 21 号、第 23 号、第 24 号を承認いたします。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

●高城地域振興課長

ありがとうございました。

【報告第 17 号】

○教育長

それでは、報告第 17 号を美術館長から説明をいただきます。

武田館長から説明をいただきます。武田館長よろしく申し上げます。

●美術館長

はい、美術館でございます。それでは、報告第 17 号「平成 31 年度市立美術館の行事予定につい

て」説明させていただきます。こちらのカレンダーはお手元にありますでしょうか。こちらの方が、わかりやすいと思いますので、こちらの方で、説明をさせていただきますと思います。

これを開いて頂いて、よろしいでしょうか。

はい、現在「ヘイセイアート」ということで、3月19日火曜日からすでに展示を開始しております。平成時代の30年間でですね、その間に制作された、郷土ゆかりの作品や、出身作家であります、山内多聞や山田新一の作品を紹介して、時の流れを振り返る展示となっております。5月6日までの予定でございます。

次に、5月21日火曜日から6月30日日曜日の会期で、「新しい物語のはじまり 2019」と題しまして、平成28年度から30年度にかけて新たに収集いたしました作品を中心に当館のコレクション約40展を展示いたします。おもなものは、そこに示されてありますように、平川さんの終わらない物語、山内多聞と飛田周山、勝田翔紀の合作である松竹梅、益田玉城の姫街道などでございます。

これが終わりますと、夏休み企画ということで、7月17日水曜日から8月18日日曜日まで「入門アートの疑問 目を澄ませば」と題しまして、展示を行います。

この企画展は、毎年夏休みの小中学生を対象に開催しているシリーズで、今回で12回目となります。目で見ることにより、音や匂い、味や手触りを感じられる作品を展示する予定でございます。

この企画展は、夏休み期間中でございますので、クイズを解きながら、作品の鑑賞をするというワークシートの配布を行う日程でございます。また、六月灯に合わせて「新しい物語のはじまり 2019」と「目を澄ませば」の会期中の土日に灯籠絵を描くワークショップなども企画・準備しております。

続きまして、9月14日土曜日から、9月29日日曜日まで第66回の都城市美術展となっております。第60回から若い方や新しい表現に門を開くために要綱の見直しを行っております。今年で7年目になります。毎回300点程度の出品がございます。

続きまして、今年度の特別企画展でございます。「自画像 キャンパスの中の画家たち」という展覧会を10月19日土曜日から12月1日日曜日の会期で準備しているところでございます。茨城県の私立笠間日動美術館が収蔵しております武者小路実篤や藤田嗣治、佐伯祐三などの国内近代作家を中心にピカソやシャガールという海外の巨匠、これはまだ交渉中でございますが、東京芸術大学の大学美術館がもっております、郷土の作家であります山田新一の自画像など約100点を展示する予定でございます。

続きまして、年が明けて1月5日日曜日から3月1日日曜日まで「絵の中のファッション」と題しまして、絵の中に描かれたファッションをテーマにして展示を考えております。

最後に、詳細についてはこれからでございますけれども、所蔵作品展を3月19日から予定しております。なお、この予定表の色のついていないカレンダーの白いところにつきましては、展示替えや、館内清掃に伴い、臨時休館をさせていただきます。以上よろしく願いいたします。

○教育長

はい、ありがとうございました。

来年度の美術館の行事予定についてでございました。

何か、ご質問等があられる方はいらっしゃいませんか。

濱田委員お願いします。

○濱田委員

こちらの会議資料の日付は間違いですか。

●美術館長

大変申し訳ございません。これは 2019 の間違いです。申し訳ございません。

○教育長

他にございませんか。

はい、岡村委員お願いします。

○岡村委員

2 月に教育の日というのをやっております、この教育の日に共催事業みたいな形で、教師、先生方の作品を集めた展覧会が開かれたと思うのですが。

●美術館長

はい、これが昨年度、2019 年 1 月 5 日から 3 月 3 日にかけて、「つなぐ美術と教育」という、教育の日制定 3 周年を記念して、教育をテーマにした美術作品を紹介しました。

○岡村委員

今年度はどうなっているのでしょうか。教育の日ということでこちらの方も、またコマーシャルするといいのかなと思いますが、今年度は考えてらっしゃらないですか。

●美術館長

そうですね。今年度につきましては、ここにありますように「絵の中のファッション」ということで準備が始まっておりますので、次年度以降に向けてそのあたりは検討させて頂きたいと思えます。

○岡村委員

わかりました。

○教育長

また、来年度以降検討するという形ですね。わかりました。

他にはございませんでしょうか。

よろしかったでしょうか。

それでは報告 17 号につきまして、承認いたします。ありがとうございました。

●美術館長

ありがとうございました。

【報告第 15 号・第 16 号】

○教育長

それでは報告第 15 号、第 16 号の 2 つを文化財課長から説明をお願いいたします。

●文化財課長

はい、改めまして、文化財課の課長を拝命した桑畑と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今回は 2 件のご報告をいたします。1 件目は報告第 15 号「平成 31 年度企画展眠りから覚めた王さま達開催要項の制定について」でございます。平成 31 年度歴史資料館第 1 回目の企画展といたしまして、今月の 26 日金曜日からちょっと長いですが 9 月 1 日日曜日まで眠りから覚めた王さま達と題しまして都城歴史資料館企画展示室での展示を予定しております。この企画展は平成 22 年度より国補助をうけまして、要項の開催趣旨にありますように、都城の未来を担う子ども達に郷土の歴史に興味を持ってもらうために都城から発掘された古墳時代の人骨、それから副葬品に関する資料を中心に展示を組み立てております。展示内容については要項のとおりでございます。

また、展示に関わる関連事業と致しまして、7 月 15 日ですけれども、歴史資料館の隣の狭野神社の六月灯に合わせて、ナイトミュージアムを夜 9 時まで延長して開館するという計画をしております。そのほか、7 月 26 日にワークショップで地下式横穴墓クラフト模型を作ろうというイベントを計画しております。また、毎年やっておりますが、7 月の末から 8 月のはじめに夏季体験学習会も計画しております。このような内容の企画展のための開催要項を制定するものでございます。

2 件目は、報告第 16 号「平成 31 年度春季体験学習会いざ、春の陣 武将になって城跡体験開催要項の制定について」でございます。今回、5 回目となりますイベントで市の名前の由来となりました、都城跡を子ども達に楽しく体験してもらい、郷土の歴史を知ってもらおうという趣旨で開催要項を制定するものでございます。具体的に説明を申し上げますと、報告第 15 号の要項の中のワークショップは、地下式横穴墓といたしまして宮崎県南部から鹿児島県の大隅半島に特徴的に分布をしております。地面の下に堅穴を掘ってそこから横穴を掘って遺体を葬るという形のお墓がございますが、その模型を作ってもらおうというものです。紙の設計図を元に形を作っていくという計画をしております。実際のできあがりですが、すいませんゴタゴタしておりますが。ちょっとここがまだ色を塗っていないのですけれども、これが、地表面としましたら、そこから堅穴を掘って横穴を掘ってそこに小さいのですけど、人骨、遺体が埋葬されているという。こういう模型を作ってもらってこんなお墓の形式があるのだよということを知ってもらおう予定にしております。

関連の行事で体験学習会、夏季体験学習会というのは火起こしをこういう「まいぎり」を使ってここに下に板を置きまして、これをひもの回転を利用して火起こしをするという作業を子ども達に体験してもらっております。これは大人でも大変なのですけれども子どもさん達一生懸命やります。汗びっしょりになってやってその後火がついた時、私たちもそれを見ていると嬉しいです。達成感が得られるということでやっております。

それから、うちの学芸員の職員が手製で、既製品ではなくて紙で型を作りまして、こういう鎧を子ども達に着てもらって実際に城の中に入って、高土手があったり、空堀があったりというのを歩きながら城の仕組みを知ってもらいつつ、その中でクイズをやったり、それから、これは刀のつもりです。新聞紙を丸めて、危なくないように保護をしまして、これでチャンバラのようなイベントを企画しております。

それでは以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長

はい、ご丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、今の報告第 15 号、第 16 号につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

○赤松委員

はい。

○教育長

はい、お願いいたします。

○赤松委員

ご説明をお聞きして、子ども達も楽しい活動を通す中で理解が深まるだろうなと思ってすばらしい活動だなと思いました。

それで、例えば地下式横穴クラフト模型、人数がですね。各回 5 人の 10 人とのこと、若干人数が寂しいような気がするのですが…。せっかくこういう楽しい機会であればせめて倍の人数が参加できたらいいのと思っています。午前中 5 人、午後 5 人だと若干寂しいのかなと思っています。せっかくやられるのであれば、参加人数を増やせないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

●文化財課長

ありがとうございます。

歴史資料館の南側にある茶室を利用しているのですが、そのスペースを考えた時に、どうしてもこのぐらいの人数でないと難しいです。それから大体保護者がついてこられます。そうすると、子どもだけじゃなくてギャラリーと言いますか、加勢をするお父さん、お母さん達もいらっしゃいますのでキャパが難しいということがございますので、また場所をどこでやるのかというのを決めて検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○赤松委員

許される範囲内で参加者を増やす方がよいと思いました。

○教育長

茶室は、別棟の茶室。

●文化財課長

別棟ですね。

○教育長

一番奥にも畳の部屋がありますが、ちょっと荷物が入っているので片付けないといけない。そういうところも、検討してお願いいたします。

●文化財課長

わかりました。

○教育長

中原委員お願いします。

○中原委員

よろしくお願いいたします。

さきほどのナイトミュージアムの件なのですが、夜ですので、駐車場のことだったり外灯ですね、明るさであったり、またお祭りですので、飲酒される大人とかそういうのに十分ご留意いただいて開催を進めて頂きたいと思います。夜なので普段と違うので。

●文化財課長

そうですね。職員を配置したり、暗いところにはリースで外灯とかをつけたいと考えております。

○教育長

よろしくお願いいたします。ぜひ危なくないようによろしくお願いいたします。

他にはございませんでしょうか。

それでは報告第 15 号、第 16 号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●文化財課長

ありがとうございます。

失礼します。

【報告第 11 号・第 12 号・第 13 号・第 14 号、議案第 1 号】

○教育長

それでは、報告第 11 号から 14 号まで、そして議案第 1 号を都城島津邸館長から説明をいただきます。

よろしくお願いいたします。

●都城島津邸館長

よろしくお願います。

都城島津邸の山下です。改めてよろしくお願いいたします。それでは、報告からご説明いたします。まず、報告第 11 号「臨時代理した事務の報告及び承認について」をご説明いたします。都城島津邸条例第 18 条の規定に基づきまして毎年、都城島津伝承館審議会を開催し、都城島津邸における史料の収集、保存活用について委員の皆様にご指導並びに助言を頂いておりますけれども、3 月 31 日で任期が終了したため、別紙のとおり現在の委員の皆様にご委嘱したものでございます。7 名の委員全員の再任となります。任期は平成 31 年 4 月 1 日から 2021 年、令和 3 年 3 月 31 日までといたします。

続きまして、報告第 12 号「都城島津邸五月人形展開催要項の制定について」をご説明いたします。市内外の方々から、広く五月人形を募って島津邸本宅に展示しまして、伝統的な家屋である本宅と五月人形を多くの人に観覧して頂くという目的で平成 23 年度から毎年開催しております。飾り付けにつきましては、空間コーディネーターの大藪美代子さん、幸代さん親子にお願いする予定でございます。都城島津邸の主催で実施するものでして、開催期間は 4 月 16 日火曜日から 5 月 11 日まで、本宅観覧料 100 円でご覧いただけることになっております。

続きまして、報告第 13 号に入りたいと思います。報告第 13 号「都城島津邸 島津 de 端午！2019 開催要項の制定について」でございます。

ゴールデンウィークに子ども達が喜ぶイベントを開催することで都城島津邸にご家族そろって

多くの方に来て頂きたいという願いを込めまして、開催するものでございます。開催日は 5 月 5 日 こどもの日曜日でございます。時間は 10 時から 15 時まで、都城島津邸内の芝生広場で開催します。入場は無料となります。イベントの内容ですが、別紙のとおりでございまして、ぼんちくんとみやざき犬によるステージショー、又今年は、例年、熊本武将隊の方に来て頂くのですけれども、その方々には時期をずらしてお願いすることとし、今年は立花家史料館ミュージアムキャラクターの闇千代と雷切丸をお呼び致しまして、演舞とパフォーマンスさらに、展示資料の解説をして頂く予定です。

また芝生広場では、フードコーナー、子ども鎧試着体験や竹馬、コマ回しなどの子どもの昔遊びコーナー、さらに本宅では裏千家淡交会によるお茶会を実施する予定です。なお、お茶会は入館料と別途お茶券の購入が必要となります。さらに今年は新たなイベントとしまして、「ガイドと巡る島津クイズラリー」というものを開催いたします。これはガイドさんと一緒に邸内をまわる中で色々とクイズを出しまして、そのクイズが解けた方には賞品をお渡しするというイベントでございます。

続きまして、報告第 14 号「都城島津邸さつき展開催要項の制定について」でございます。さつき展も例年同様、「都城臯月盆栽有人会」の皆様が丹精込めて育てたさつきと、山野草約 40 鉢を本宅内に飾って、さつきと本宅を同時に観覧して頂くというものでございます。開催期間は五月人形展が終わった後、5 月 16 日木曜日から 5 月 19 日日曜日、時間は 9 時から 17 時ですが、最終日は片付けの関係もあって 16 時まででございます。本宅観覧料 100 円でご覧頂くということになっております。なお関連イベントとしまして、期間中の 5 月 18 日土曜日 14 時から都城島津邸の島津広場において、都城島津邸主催の苔玉教室を開催いたします。雨天の場合は、伝承館の交流室で実施したいと考えております。定員は先着 20 名程度、参加料は 600 円。これは材料費分と考えております。講師は都城造園協働組合青壮年部をお願いしたいと考えております。以上が、報告事項ですが、数々のイベントを開催することで、都城島津邸に多くの方々に観覧して頂くために企画したものでございます。

引き続き、議案についてご説明いたします。

議案第 1 号「10 連休中における都城島津邸の休館日の設定について」をご説明いたします。

今年のゴールデンウィークは、天皇陛下の即位の日に伴いまして 10 連休になります。本議案は、その期間における都城島津邸の休館日を設定するものです。天皇の即位の日および即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律がありまして、その法律の「天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表する」という趣旨に鑑みまして都城市都城島津邸条例第 7 条第 7 項「教育委員会が必要があると認めるときは臨時に休館し、または休館日に利用することができる」という規定に基づきまして、5 月 1 日水曜日を休館日とするものでございます。なお、都城島津邸条例 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして、本来休館日である月曜日の 4 月 29 日と 5 月 6 日は開館日となりまして、4 月 29 日分の休館日が 5 月 7 日火曜日、5 月 6 日分の休館日が、5 月 8 日水曜日となります。都城島津邸の場合、連休期間中は全て職員が出勤となり、その分は別途代休を取得するという形になります。そこで、週休日に 1 日休館日を設けて職員全員が休める日を確保することで職員の休暇を取得しやすくするというのも目的の一つとしております。

以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

○教育長

はい、ありがとうございました。

それではまず、報告の方から、第 11 号から 14 号までにつきましては何かご質問等ありましたら、

お願いいたします。

○岡村委員

すいません。

○教育長

はい、岡村委員お願いします。

○岡村委員

報告第 13 号と 14 号についてですが、高城の日和城のお城で端午と、同じような取組があるわけですけれども、高城の方は、例えば五月人形展については、4 月の 27 日から 5 月の 22 日日曜日まで開催するような形になっているのですけれども、島津邸の方は 11 日土曜日ということで、これについて、日曜日も開けた方が市民の方が観覧されやすいのかなと思ったところです。それからもう一つは、島津 de 端午！の方も高城の方は 4 日、5 日の二日間で行われているのですけれども、こちらは 1 日だけということで、これについても 4 日、5 日の 2 日間ですと、来館者も増えるかなと思っているところです。これについて何か理由があるのではないかと思いますので、教えて頂きたいと思います。

●都城島津邸館長

まず、五月人形展を 5 月 11 日までにした理由ですけれども、主催者側の問題がありまして、12 日が台湾のクルーズ船が来る予定になっており、これが一応 600 人という形を予定しております。そうした形がありますので、前日までに片付けをした上で、台湾のクルーズ船を受けるという形にしたいというのが理由です。

もう一点、「島津 de 端午」がなぜ 4 日と 5 日の 2 日間の開催でないのかということですが、イベントの性質上、色々と計画を練って、色々依頼する分がございまして、そうしたことを考えると、2 日間になるとイベントのスケジュールが非常に難しいという部分がありまして、それで 5 月 5 日こどもの日に限って集中的に行うという形をとらせていただいたところでございます。よろしいでしょうか。

○教育長

来館者を増やしたいという意見の元に発言があったと思うのですが、高城地域振興課は 5 月 4・5 日で兜の試着をしたりとか、同じようなことをやっているのですけれども、そういうのはちょっと難しいという話だったのですが、5 月の 5 日のみにするということですね。

●都城島津邸館長

そうですね、はい。5 月 5 日に集中的に行うということでございます。

○教育長

私自身の話をさせて頂くと、去年の島津邸のこの催しに行ってみたのです。たくさんの方々がお見えになって、確か職員は全て総手だったと思うのですが、そのぐらい規模が大きいものでございます。多分これを 2 日間やると、体力が…人の体の体力ではなく、館が抱えている、捌ける体力というものについてはかなり厳しいとお見受けしました。高城の方はすーっと時間が流れていく

ような、これも又いい雰囲気があると思うのです。そういう違いはあるかなと思いました。

●都城島津邸館長

すいません、多くの人のご協力のもとに行っているものですから、スケジュール調整等もごさいますし、我々全員出勤しているということもありますので、教育長がおっしゃったように、体力の問題もあることはあるのですが。

○教育長

いろいろな形で入館者を増やしていくということにつきましては今後とも、いろいろ島津邸でやっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●都城島津邸館長

よろしくお願ひします。

○教育長

他にはございませんでしょうか。

はい、では中原委員お願ひします。

○中原委員

報告 14 号につきまして、1 点だけお伺ひしたいのですが、島津クイズラリーについてですが、全問正解したら何かいただけるのでしょうか。

●都城島津邸館長

そうですね、一応賞品をご用意してまして、島津邸の中のグッズがいくつかあるんですけどもそれを賞品としてお渡しできればなと考えているところです。

○中原委員

ありがとうございました。

○教育長

他に報告につきましてはいかがでしょうか。

では、報告につきまして第 11 号から 14 号までを承認いたします。

続きまして議案第 1 号につきまして、休館の申し出でございますけれども、これにつきまして質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

よろしかったでしょうか。

なかなか 10 連休でございますので、厳しいものもあるやとは思いますが、10 連休中でかなりの職員が島津邸の方にかからないと、まわっていかないと思います。ボランティアさんもいっぱいいらっしゃいますし。そのあたりが他の館と少し様相が違うようなところがあります。

議案第 1 号につきまして、異議がないということでよろしいでしょうか。

では、承認いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

●都城島津邸館長

ありがとうございました。

○教育長

ありがとうございました。

休憩に入りたいと思います。20 分後再開いたします。お願いいたします。

【休憩】

○教育長

それでは休憩前に引き続いて、報告第 18 号、19 号をスポーツ振興課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

【報告第 18 号・第 19 号】

●スポーツ振興課長

はじめに、報告第 18 号「指定管理者導入施設における管理運営方針案について 早水公園体育文化センター及び都城運動公園」を説明いたします。

まず施設の概要と致しましては、早水公園体育文化センターはアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場、多目的室などがあり本年度は全国高校総体の男女バレーボール、弓道競技の会場となるなど、屋内スポーツ施設の拠点としての機能を有しております。また都城運動公園は、体育館、武道館、野球場、テニスコート、陸上競技場などがあり各種大会の開催や市民の日常的な活動で利用されています。早水公園は屋内、都城運動公園は屋外スポーツ施設の拠点として全国規模をはじめとした各種大会やイベントの開催、市民のスポーツレクリエーションの普及促進が求められています。施設管理は平成 27 年度から株式会社文化コーポレーションが指定管理を行ってきましたが、基本協定の期間が本年度末までで満了するため来年度以降の施設管理運営方針を定めるものです。なお、昨年度策定した第二次スポーツ施設整備ビジョンに基づき、都城運動公園の体育館や武道館等は、令和 3 年 2021 年度からの閉鎖を予定しているため、管理区分の変更を想定しております。閉鎖予定施設につきましては、お配りした資料 1 をご参照下さい。

都城運動公園の全体図ということでお示ししてあります。ただいま申し上げました図面左側の通称市営体育館と呼んでいます体育館、それから右側に配置しております武道館、弓道場、合宿所、多目的施設等につきましては令和 2 年度末で閉鎖予定としているところがございます。

施設の現状等を踏まえまして、今後の管理運営方針を次のように定めます。施設管理につきましては、指定管理者制度を導入いたします。指定管理者の選定手続きは公募により行い指定期間は 3 年間とします。管理運営については利用料金制を採用いたします。現在は、使用料金制となっておりますが、利用料金制に変更したいと考えております。続いて報告第 19 号、指定管理者導入施設における管理運営方針案について、山之口運動公園体育館及び、佐土原市民広場関係分を説明いたします。施設の概要といたしましては、山之口運動公園は、体育館、武道館、野球場、陸上競技場などの施設があり、市民の日常的な利用や大会、地域の行事等で活用されています。また佐土原市民広場は地元の団体によるゲートボール等の日常的な利用がございます。山之口運動公園につきましては 2026 年の宮崎国体にむけた県立陸上競技場整備予定地となっており、来年度から体育館以外の施設は造成工事の開始により閉鎖される予定でございます。閉鎖予定施設につきましては、お配りした資料 2 をご参照下さい。

全体図でお示ししてある、みどり部分を赤線で囲んでいる箇所が工事対象となっております、

現在管理している施設については閉鎖する予定でございます。体育館と道路を挟んで左側に駐車場とありますが、こちらの 2 ヶ所及び図面には載っておりませんが、この運動公園の下の方に佐土原市民広場がございますので、この 3 箇所を指定管理として対象とするものでございます。

山之口運動公園の指定管理につきましては、平成 30 年度から NPO 法人都城ぼんちスポーツクラブが指定管理を行っておりますが、基本協定の期間が今年度末で満了するため、来年度以降の管理運営方針を次のとおり定めるものでございます。なお管理施設につきましては、先程申し上げましたとおり体育館及び駐車場と佐土原市民広場となります。施設管理につきましては、指定管理者制度を導入いたします。指定管理者の選定手続きは公募により行い、指定期間は 3 年間とします。管理運営について、利用料金制を採用します。山之口運動公園については現状も利用料金制をとっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

ただいま、報告第 18 号 19 号を報告していただきました。

これについてご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

はい、中原委員お願いします。

○中原委員

報告第 18 号の使用料金と利用料金の違いについて、教えてください。

●スポーツ振興課長

はい、使用料金は条例で定め、指定管理者に徴収させて市の歳入とするものでございます。利用料金は条例の使用料金を上限として、指定管理者が自ら利用料金を定め、指定管理者の収入に当てるものです。市内の体育施設等につきましては、ほとんど利用料金制をとっている関係から本施設についても今回から利用料金制をとるということでございます。以上です。

○中原委員

わかりました。ありがとうございました。

○教育長

他にはございませんでしょうか。

それでは報告第 18 号第 19 号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●スポーツ振興課長

ありがとうございました。

失礼いたします。

【報告第 25 号・第 26 号・第 27 号・第 28 号】

●生涯学習課長

失礼します。

○教育長

それでは報告第 25 号から 28 号までを生涯学習課長に説明を頂きます。よろしくお願ひします。

●生涯学習課長

生涯学習課の園田です。どうぞよろしくお願ひします。

報告第 25 号「臨時代理した事務の報告及び承認について 都城市特別職に属する非常勤嘱託の任命」を説明させて頂きます。

別紙のとおり社会教育指導員 8 名及び勤労青少年ホーム指導員いわゆる青少年育成指導員 1 名の任命について臨時代理しましたので報告し承認を求めるものです。社会教育指導員につきましては、本年度も生涯学習課に 4 名、4 総合支所地域振興課に各 1 名を配置するものです。山田総合支所の社会教育指導員だけが新規で、あとは継続となっております。また青少年育成指導員も継続です。任期はいずれも来年 3 月 31 日までとなっております。以上です。

○教育長

続けて全部お願ひします。

●生涯学習課長

それでは報告第 26 号「都城市よか・余暇・楽習ネットワーク事業実施要項の一部改正について」説明させて頂きます。

本事業は、平成 29 年度まで NPO 法人きらりネット都城に補助金を支出し実施しておりましたが、平成 30 年度から実施要項を定め市直営で実施しております。同要項第 2 条でふたつのお試し教室きらり体験教室ときらり学習教室を規定し実施する期間の長短で区分しておりましたが、これは以前の NPO 法人が実施した内容をそのまま引き継いだものであります。しかし、両教室の運営や指導者の労力等の差異がないため、今回きらり体験教室に統一させていただきまして、謝金も 3,500 円とするものです。また当面は市直営でこの事業を継続し、生涯学習の機会づくり事業として安定的な運営を計るため、31 年度までとしていた告示の失効を削除しました。以上であります。

次に報告第 27 号「臨時代理した事務の報告及び承認について 放課後こども教室コーディネーター、教育活動推進員及び教育サポーターの委嘱について」説明させて頂きます。平成 31 年度の放課後こども教室でご指導頂くコーディネーターをはじめ教育活動推進員及び教育サポーターの委嘱について臨時代理いたしましたので、報告し承認を求めるものです。

放課後こども教室は本年度も市内 8ヶ所 9 教室で開催いたします。別紙のとおりコーディネーター 4 名、教育活動推進員 5 名、教育サポーター 18 名計 27 名を委嘱したところです。このうち 2 名は新人で、他の 25 名は再任となっております。任期はいずれも来年 3 月 31 日までとなっております。放課後こども教室の現況を説明しますと、姫城地区では教育サポーター 1 名が辞められたため、コーディネーター 1 名と教育サポーター 2 名に委嘱いたします。

今後地域の方々に協力をいただきながら追加する予定であります。また西岳地区の夏尾小では 1 年生が 8 名、登録児童数が 20 名を越える見込みですが、教育活動推進員の意向もあり今のところ 1 名体制としております。今後児童の案内募集を配布するとともに、コーディネーター他みなさんと協議して適正な人員配置を行って参ります。追加する場合はその都度定例教育委員会で報告いたします。コーディネーターはじめサポーターや推進員の皆様にはこどもたちを地域で育み安心安全は居場所づくりに努めるとともにそれぞれに地域の特性をいかした活動に取り組んでいただいております。以上報告いたします。

次に報告第 28 号「指定管理者導入施設における管理運営方針案の提出について 都城市コミュニティセンター」を説明させていただきます。

都城市コミュニティセンターは社会教育施設として昭和 57 年に供用を開始し、地域住民が自主的に集い交流できる快適な学習環境目指して平成 17 年度から指定管理制度を導入しております。施設としては築 36 年の経過とともに老朽化が進んでおり、施設の改修や備品等の更新が必要となっておりますが、適切な維持管理を施工すれば管理運営が可能な施設と考えております。また施設の利用者は女性の中高齢者が多く子育て世代をはじめ新たな世代や社会階層の利用を促す多様な取り組みを展開していく必要があると考えております。従いまして、施設管理運営方針としては公募により指定管理者制度を継続するとともに、指定期間は 2020 年度からの 5 年間とします。また社会教育関係団体等の利用が多く、利用料金は免除となる場合が多いため使用料金制度を採用します。指定管理者制度の導入により民間のノウハウを活用して経費削減の他、施設管理の適正化や魅力ある実施事業の展開が計られ利用者の増加とサービスの向上が期待できます。今後は 6 月に募集を開始し、9 月には指定管理者候補の選定を 12 月市議会に議案を提出する予定としております。以上です。よろしくご審議の方お願いします。

○教育課長

それでは報告第 25 号から 28 号についてご質問等あればよろしくお願いいいたします。
濱田委員お願いします。

○濱田委員

報告第 26 号ですが、最後のほうのページの第 13 条を削っていますけれど、ここには一人当たり 550 円の受講料が書いてあるわけですけど、これを削っていいのですか。

●生涯学習課長

これは、第 12 条の 4 項を略しているのですけれど、この略している部分に「学習者は 1 回 2 時間を基準として一人 1 回あたり 550 円の学習料をきりり体験教室に参加する前に市に納付しなければならない」という事が書いてあります。

○濱田委員

別の所にもあるからここではいらぬと言う事ですね。

●生涯学習課長

12 条と 13 条を合体して、ひとつの項目にしたという事です。12 条と 13 条に重複している部分があり、それを一つにしたと言う事です。どちらも 550 円と書いてあったので、統一したと言う事です。

○濱田委員

わかりました。

1 回は 2 時間を単位として決まっていると言うことですね。

●生涯学習課長

そうですね。

○濱田委員

それが例えば 1 日で 4 時間とかそういう事もあり得る事ですか。

●生涯学習課長

通常 1 回と考えていますので、時間に関係なく支払う金額は 3,500 円と考えています。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他にございませんでしょうか。

それでは報告第 25 号第 26 号第 27 号第 28 号を承認いたします。よろしく願いいたします。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

【報告第 2 号・第 5 号】

○教育長

では報告第 2 号第 5 号を教育総務課長から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

●教育総務課長

教育総務課です。まず、はじめに、先程対面式の中でも紹介させていただきましたけれども、今回副課長が鶴島、総括担当が椎屋、佐土、私ですけれども、だいぶ大幅にメンバーが変わりまして、このメンバーで教育委員会の運営のお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、1 年間どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、教育総務課からの報告に入りたいと思っております。

まずはじめに、報告第 2 号「専決処分した事務について」ご報告させていただきます。資料に平成 30 年度教育委員会名義後援一覧がございます。平成 31 年 2 月 15 日から 3 月 26 日までに名義後援を 14 件承認しております。内訳につきましては学校教育課関連が 1 件、生涯学習課関連が 2 件、スポーツ振興課関係が 3 件、その他教育総務課で受け付けたものが 8 件になっております。

裏面をご覧ください。共催の一覧となっておりますが、全て学校教育課関係の共催事業でございます。報告第 2 号につきましては、以上でございます。

続きまして、報告第 5 号「臨時代理した事務の報告及び承認について 都城市教育委員会顧問の選任」でございます。次のページの臨時代理書をご覧ください。教育委員会顧問につきましては平成 30 年度から教育委員会内に配置をしております。今年度の教育委員会顧問につきましては前年度に引き続き黒木哲徳氏を顧問としてお願いをしたところでございます。任期は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間という事でお願いをしているところです。これまで同様、学校教育課の事業を中心に指導を頂きたいと考えているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは報告第 2 号、第 5 号につきまして、ご質問がありましたらよろしくお願いたします。ご異議ありませんので、承認いたします。よろしくお願いたします。

●教育総務課長

ありがとうございました。

【報告第 1 号・第 3 号・第 4 号】

○教育長

続きまして、報告第 1 号第 3 号そして第 4 号を教育部長からご説明を頂きます。よろしくお願いたします。

●教育部長

それでは説明をさせて頂きたいと思います。先程の対面式でもご挨拶を申し上げましたけども、異動がございませんでしたので、引き続き 1 年間ご指導頂きたいと思います。よろしくお願いたします。それでは報告第 1 号を説明します。「臨時代理した事務の報告及び承認について」でございます。内容につきましては、定期の人事異動についての報告でございます。まず、去る 4 月 1 日月曜日になりますけれども、辞令の交付が行われたところでございます。資料をめぐって頂いて、ページ 4 の横書きのものをご覧頂きたいと思います。平成 31 年度教育委員会人事異動集計表をご覧下さい。各課の職員の定数、それから真ん中が転入の数、そして右側が転出者の数の状況をまとめたものでございます。まず転入について説明を申し上げたいと思います。転入者が 26 名ございました。新規採用が 5 名ということで合わせまして 31 名の方が転入をされてまいりました。このうち 2 名が教育委員会内の異動でありましたので新しく教育委員会に転入をされた方は 29 名ということになります。それからその右側の転出欄をご覧頂きたいとおもいますが、小計が 32 名となっております。そのうち 3 名が退職、2 名が教育委員会内の異動ということになりますので、教育委員会から他の部局に転出した者は 27 名ということになったところでございます。

その結果一番右側の合計の欄をご覧頂きますとマイナス 1 ということになっておりまして、教育委員会としての定数は 1 名減となったところでございます。その要因については表下の※印に書いてありますけど教育総務課が 1 名増、学校給食課が指定管理者制度を導入し委託業務になりましたので、その関係で 2 名減ということになった関係でマイナス 1 となったところでございます。1 枚めぐって頂きまして、A3 の横書の資料をご覧頂きたいと思います。

平成 31 年教育委員会人事異動名簿というものがあるかと思ひます。まずこの表の左側が転入者の状況で、右側が転出者の名前等が載っているものです。時間がございませんので、課長、副課長のみの説明申し上げます。転入の欄をご覧頂きたいと思ひます。まず、教育総務課でございますけれども副課長が総務課からの異動で鶴島副課長になります。次に学校教育課ですけれども深江課長が山之口中学校からの異動でございます。生涯学習課につきましては高城地域振興課から異動昇任により園田課長でございます。新宮前課長におかれましては、この度の定期異動で会計管理者いわゆる部長級の職員として昇任されたところでございます。文化財課につきましては国際化推進室からの異動により新宮副課長になったところであります。また学校給食の部署でありますけれども、学校給食課、高城学校給食センター、それと山田学校給食センターのそれぞれの所長が変わりまして、大内山、大浦、矢部がそれぞれの所課長になったところです。それから、美術館につきましては文化財課からの異動によりまして武田課長になったところです。都城島津邸の副課長につきましてはコミュニティ文化課からの異動により、羽田野副課長になりました。なお、一番下の四角囲み

になりますけれども、課内で昇任した者が 3 名の課長昇任を含みます 10 名の方々が課内で昇任しております。以上、人事異動についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第 3 号「臨時代理した事務の報告及び承認について」をご覧頂きたいと思えます。これは平成 31 年 3 月議会におきまして、補正予算を提出し、すでに議決を頂いたものでありまして、その報告をさせて頂きたいと思えます。資料をめぐっていただいて、委員会説明資料（歳出）3 月補正と書いたものがありますが、そちらをご覧いただきたいと思えます。まず説明に入ります前に、今回の補正につきましては、国の補正予算がつきまして、交付決定を頂きまして、それに伴いまして、祝吉小学校と五十市小学校の校舎建設費の増額補正をしたということになります。今ご覧頂いている委員会説明資料の 3 枚目のまず上段の方、上の囲みが祝吉小学校の建設事業についてであります。事業の内容というところをご覧頂きたいと思えますが、現在祝吉小学校におきましては、平成 30 年度に校舎の大規模な改造が終わったところでありまして、平成 31 年度から古い校舎の建て替えと同時に増築を行う予定にしております。今回の追加補正で改築予算といたしまして、5 億 8 千 89 万 9 千円この増額補正を行ったということになります。その財源としましては、右側の特定財源の内訳という欄がございますけれども、国庫支出金、繰入金、市債、こういったものを財源として充てるということがございます。

それから、下の段に五十市小学校の建設事業についての説明書きがあると思えます。同じく事業の内容のところをご覧頂きますと、今回古い校舎の建て替え、ここも先程の祝吉小学校と同じように古い学校の建て替えと同時に増築を予定しておりますのでその改築費用と致しまして、1 億 8 千 9 百 77 万 3 千円を増額補正するということになります。1 枚 2 枚めぐっていただけますか。今度は、同じく委員会説明資料、歳出 3 月補正と書いていますが、今度は全く別の内容に入ってきました、空調機、エアコンの設置整備事業の補正予算についてご説明を申し上げたいと思えます。このエアコンの設置につきましては昨年の猛暑ということがありまして、いろいろと国のほうでも臨時交付金を作っていただいて、都城市は積極的にその予算をとりに行ったところでもあります。昨年 12 月議会におきまして小中学校への空調機設置に要する経費を補正予算として可決をいただいたところでしたけれども、その後設計業務が進むにつれ、工事費の金額を再積算しました結果、最初見込んでおりました 12 月補正の金額よりも電源工事であるとか、重変電の設備工事こういったものが当初の見込みを上回ることがわかってまいりまして、かつ国土交通省が 2 月下旬に公表した公共工事の設計労務単価の上昇、いわゆる人件費の上昇ですね。こういったものが非常に過去最高の上げ幅ということもあり、全体事業費が大幅な増額になった結果、予算が不足し、その額が小中学校合わせまして 8 億 2 千 3 百 28 万 1 千円を増額補正しました。以上が平成 30 年度の 3 月補正予算の追加分ということになります。

もう一つあります。報告第 4 号「臨時代理した事務の報告及び承認について」を説明したいと思えます。議案の 1 枚、2 枚めぐって頂いて、委員会説明資料（歳出）というところをご覧いただきたいと思えます。先程祝吉小学校の校舎改築の説明を申し上げたところでしたけれども、国の補正予算の内示がありましたのが 2 月 26 日ということで、先々月の末ということでありまして、急遽 3 月議会で追加の補正予算を計上したのですけれども昨年度の予算査定をする中で、この祝吉小学校の事業費を平成 31 年度の当初予算で計上しておりました。ところが、その分が先程から申し上げているように国の補正予算がついたことにより、当初予定していた祝吉小学校の分を減額することになりました。それがこの上段の部分です。

それから下段の五十市小学校の建設費用につきましてはこれも先程申し上げましたように五十市小学校も校舎の改築につきまして補正予算でいただいたものが古い校舎の建て替えのみの事業費でした。30 年度の補正予算は古い校舎の建て替えの事業費であったわけですが、校舎建設

ということになりますと、建て替える部分と増築を一体的に工事したり、設計したりしていかないといけないところがありますので、今回この当初予算、増築に要する経費のその部分だけを新年度予算に追加補正をしたということになります。祝吉と五十市で若干予算のとりかたがわかりにくいところもあるんですけども、要は、古い校舎を壊して改築し、同時に増築するための補正予算をあげたり、あるいは新年度事業費であげたりしたということになります。

以上で説明を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

報告第 1 号第 3 号第 4 号のご説明をいただいたところでございます。

ご質問等あればよろしく申し上げます。

よろしかったでしょうか。

エアコンの増額については、文教厚生委員会ですいぶん質疑がありましたけど納得していただきました。

それでは報告第 1 号、第 3 号、第 4 号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

【報告第 6 号・第 7 号・第 8 号・第 9 号・第 10 号】

○教育長

それでは報告第 6 号から第 10 号までを学校教育課長から説明をいただきます。

どうかよろしく願いいたします。

●学校教育課長

よろしく申し上げます。学校教育課付議事項についてご説明いたします。それでは報告第 6 号「平成 31 年度都城市中学校教育業務支援事業実施要項の制定について」ご説明いたします。この中学校教員業務支援につきましては、教員が生徒と個別に対応する時間を確保することにより学力向上を図るために学級数が 12 学級以上の中学校に 1 名ずつ支援員を配置するものでございます。なお実施要項につきましては、その身分や雇用日数、時間数、賃金等を定めたものですが雇用日数や賃金の変更を踏まえ、毎年制定するものとしております。

続いて、報告第 7 号「臨時代理した事務の報告及び承認について」ご説明いたします。

都城市では昨年度まで事務処理の効率化及び学校に関する支援を行うため事務の共同実施を行う共同実施組織を設置しておりましたが、平成 31 年度よりこれを廃止し、新たに共同学校事務室を設置いたしました。これに伴いこれまで市内小中学校を 5 地区に分けていたものを 11 地区に変更いたしました。なお、それぞれの地区において学校共同学校事務室運営協議会を設置し、そこに室長及び副室長を配置いたしますが、その選任については、県の設置要綱に市教育委員会と協議するとなっております。現在協議を行っており、来月の教育委員会定例会にご報告する予定です。

続きまして、報告第 8 号「臨時代理した事務の報告及び承認について」ご説明いたします。事務主任の発令につきましては学校管理運営規則第 44 条 3 号の規定により教育委員会が命ずるとなっております。なお、お手元にあります事務主任名簿の選任につきましては、例年各学校配置の事務職員のうち事務主査以上の役職の者をしております。

続きまして、報告第 9 号「臨時代理した事務の報告及び承認について」ご説明いたします。本年度学校教育課が所管する教育相談につきまして、別紙の 7 名の相談員を任命いたしました。なお今年度新規の相談員のうち、杉木祐二相談員は昨年度まで都城市立西小学校の校長としてご勤務され

ておりました。杉木相談員は、退職された相談員の後任として八幡町の教育相談室への勤務となります。また安藤実和子相談員、千代森加奈相談員につきましては、不登校児童生徒対策及び特別支援対応のため学校教育課内に配置し、担当指導主事と連携しながら学校の支援強化を図ってまいります。また、都城市教育相談室は八幡町の旧法務局跡にあります。都城市青少年育成センターと併設となっておりますので、村橋相談員につきましては青少年育成センター所長となっております。

続きまして、報告第 10 号「臨時代理した事務の報告及び承認について」ご説明いたします。小規模特認校制度を利用した入学・転入学の児童生徒について、許可内容、許可日及び許可期間は別紙のとおりであります。なお本市の小規模特認校は夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっております。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

報告第 6 号から第 10 号までにつきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

岡村委員お願ひします。

○岡村委員

報告 6 号についてお伺ひしたいと思ひます。

12 学級以上の中学校に 1 名ずつ配置ということで、週 2 回で 1 日 4 時間の勤務という形になっておりますが、週 2 回 4 時間というのは非常に使い勝手が悪いといひますか、活用し難いのではないかなと思ひます。校長先生方からは、そういう意見とかは出ていないのだろうかということと内容を見ますとホームページの更新については週 2 回でもかまわないと思ひます。小テストとか、丸つけ、片付け、印刷とかについては、毎日の業務なので週 2 回 4 時間ではなくて、週 4 回の 2 時間ずつとかですね。その方が活用しやすいのではないかなと思ひましたものから、校長先生方のご意見等の集約とかがあれば教えていただければと思ひます。もし 4 時間ということであれば、たとえば、図書館サポーターが中学校に配置されておられませんので、その分図書館の業務を少しお手伝いしてもらえとか、そういう内容も加味してもいいのかなと思ひましたところ。すみません。よろしくお願ひします。

○教育長

今の件について付随した形のご質問はよろしかったでしょうか。

はい、濱田委員、お願ひします

○濱田委員

指示系統が校長先生の直属になるのか思ひます。指示がバラバラにくると結構やりにくいかなと思ひます。

○教育長

指示系統のことについて、他にご質問はないでしょうか。

ではお答え頂きたいと思ひます。まずは週 2 回 1 日 4 時間勤務の点について

●学校教育課長

この授業はまだ歴史が浅いということもありますが、各校長の方にはアンケートをとって事業効

果の確認をとったところ、非常にありがたい、配置が学力向上につながっているという意見がほとんどでございます。今 4 時間、時間がもうちょっととありますが、今は学校もそう簡単に事業内容を拡大することが難しいと認識されていますので、いろんな工夫をされておられます。まとめてお願いするとか、今はそういう形で進めさせていただいているところです。それから指示系統のお話ですが、もちろん校長の指示指導のもとに動くわけですが、それに教頭、学年主任とかと連携を図りながら出来るだけ効率よく活用できるよう工夫をしているところです。

○教育長

補足をいたしますと、今学校に配置しております支援員は、すべて南九大生でございます、南九大の時間割を見ながら組み込んでいるところでございます。この南九大生は将来先生を目指している学生で、南九大としても実際に現場を知ることができるということで、いい経験をして貰っているところでございます。配置された学生たちも非常に優秀でございます。出て来られる時に、とりたててある箱の中に何をこうして下さいというものが入っており、それを頑張ってやってくれているというような状況でございました。補足させていただきました。

他にございませんでしょうか。

中原委員、お願いします。

○中原委員

報告第 10 号の見方を教えていただきたいのですが、臨時代理書の下に表がありまして、西小学校の 1 年生が夏尾小学校に入学する許可日が平成 31 年 1 月 25 日に許可しました。その横に許可期間というのがあります、これはどういうふうに見たら良いのかなと、本年 4 月 1 日から来年の 1 年間だけこの夏尾小にいるという見方なのか、1 年生だから、6 年生までいるのか、見方を教えていただきたいと思います。

●学校教育課長

年度で切りますので、継続希望があれば、またそこで延長という形になると思います。

○中原委員

年度ごとに更新していくのですか。

●学校教育課長

そうですね。例えば新年度になったら元の学校に帰りたいという希望があるかもしれませんので。

○中原委員

わかりました。一番下の 5 年生の子は何週間だけ笛水小中学校に行ったという見方ですね。もちろん今も 6 年生でいるのでしょうか。

●学校教育課長

そうですね。

○中原委員

わかりました。ありがとうございました。

○教育長

他にございませんでしょうか。

○濱田委員

今の中原委員が質問されたことなのですけど、4 月から許可が出ているということですか。4 月から戻るといふことでしょうか。

●学校教育課長

いえ戻っておりません。

○濱田委員

許可は出ているということですか。

●学校教育課長

はい出ています。4 月の 4 日時点では、許可はもうすでに出ているのではないかなというのが委員さん方の意味ではないかと思ったのです。今日、この議案を出すためには事前にこれを出さないといけない訳なのですけど、今日の時点では平成 31 年の 4 月 1 日から今年度分の許可を出しているのではないかというご質問と受け止めました。

そうであれば、許可期間が今の段階だともう次のところを書いていないといけないのではないかという意味だと思います。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他にございませんでしょうか。

また、書き方についてはご検討頂きたいとおもいます。ありがとうございます。

それでは報告第 6 号第 7 号第 8 号第 9 号第 10 号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●学校教育課長

ありがとうございます。

○教育長

その他について、連絡事項をお願いしたいと思います。

●連絡事項

5 月定例教育委員会 5 月 8 日（水）午後 1 時 30 分 教育委員会室

6 月定例教育委員会 5 月 29 日（水）午後 1 時 30 分 教育委員会室

○教育長

以上で、4月の定例教育委員会を終了したいと思います。